

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 7 月 29 日

案件名	相模原市立学校の設置に関する条例の改正について											
所管	教育	局 区	教育環境 学校教育	部	学務 学校教育	課	担当者				内線	
概要	青野原小学校、青根小学校、青野原中学校及び青根中学校を閉校し、「(仮称)相模原市立青和学園」(義務教育学校)に再編するため、「相模原市立学校の設置に関する条例」の一部改正を行うもの											
審議内容 (論点)	改正内容について 義務教育学校の設立について 青根小・中学校の学習環境のあり方について											
実施計画の 位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策16 学校教育の充実									
審議日	関係課長会議	令和元 年 7 月 10 日	政策調整会議	令和元 年 7 月 31 日								
	局・区政策会議	年 月 日	政策決定会議	年 月 日								
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和元年9月	定例会議	報道への情報提供	資料提供				
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供					
	審議会等、協議 会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等	なし							
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等			調整項目			調整状況			
			総務法制課			条例改正について			調整中			
	打合せ・会議の経過											
	月 日		会議名等			内容						
	H29.8.7～ H30.11.8		青根小・中学校の学習環境のあり方検討協議会			青根小・中学校の学習環境のあり方について						
H30.4～5月		関係課長会議、政策調整会議、政策会議			相模原市小中一貫教育基本方針について							
H30.9.27～		青野原小・中学校における義務教育学校設立準備委員会			義務教育学校のめざす学校像や教育内容、学校名について							
H30.10～11月		関係課長会議、局経営会議、教育委員会11月定例会			青根小・中学校の学習環境のあり方にかかる市の対応方針について							
備考												
関係課長会議 の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。					(政策調整会議)					
出席課・ 機関等	総務法制課 危機管理課(代) 緑区役所区政策課 教育総務室 教職員給与厚生課 スポーツ課	企画政策課 こども・若者政策課 津久井まちづくりセンター 学校保健課 教育センター 学校教育課	経営監理課(代) こども・若者支援課 青野原出張所 学校施設課 青少年相談センター 学務課	財務課 交通政策課(代) 青根出張所 教職員人事課 生涯学習課								
これまでの 庁議での 主な意見	<p>[関係課長会議]</p> <p>本市初の義務教育学校の設置により、よい教育効果が出るよう取り組んでもらいたい。 今後、市内の学校で義務教育学校を展開していくのか。 今後の展開については、9年間の連続した教育活動が実施できるよう、各学校の状況を踏まえて検討している。 学校の再編によって生み出される財源を、充実した教育活動に充てる視点も必要である。 義務教育学校の児童生徒数はどのように推移するのか。 今年度の青野原小学校及び青根小学校の児童数は計46名で、令和6年度には約30名となる。また、今年度の青野原中学校の生徒数は36名で、令和6年度には約20名となる。 青根小・中学校の跡地活用も含めた青根地域の振興策については、様々な方の知見を持ち寄り、スピード感を持って取り組む必要がある。</p> <p>[事務事業調整会議]</p> <p>学校の再編については、児童生徒数推計の状況を踏まえ、長期的視点を持って取り組む必要がある。</p>											

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

【義務教育学校設立について】

青野原小・中学校においては、平成18年度から、小中連携教育研究校として、施設一体型の校舎を活かし、小中連携教育に取り組んできた。

これまでの青野原小・中学校の良さを最大限に活かし、さらに良い教育の実現を目指し、「相模原市小中一貫教育基本方針」に基づき、新たに義務教育学校を設立するため、地域や学校関係者による「青野原小・中学校における義務教育学校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）」において、めざす学校像や教育内容、学校名について検討を進めてきた。

【青根小・中学校の学習環境のあり方について】

平成29年8月に設立した、地域や学校関係者による「青根小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下「検討協議会」という。）での検討結果を踏まえ、平成30年11月に次の対応方針を決定した。

- ア 平成32（令和2）年3月に、青根小学校及び青根中学校を閉校し、同年4月に青野原小・中学校で開設予定の義務教育学校へ移行する。
- イ 青根中学校生徒は、平成31年4月から青野原中学校に通学することとし、平成31年度の1年間は、青根中学校を休校する。
- ウ 上記対応方針に伴う、児童生徒の通学手段の確保や地域振興策などの諸課題については、庁内横断的に、必要な部署が連携して対応する。

(2) 事業スケジュール

- 令和元年9月 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案を議会へ上程
- 令和2年3月 青野原小学校、青根小学校、青野原中学校及び青根中学校閉校
（青根中学校は平成31年4月より休校中）
- 令和2年4月 義務教育学校開校

(3) 市民等への周知、合意形成

【義務教育学校設立について】

- 平成30年9月～ 準備委員会において、義務教育学校開設に向けた検討を実施
- 令和元年5月 学校名について、児童生徒、地域住民及び教職員からの公募を実施

【青根小・中学校の学習環境のあり方について】

- 平成29年8月～ 検討協議会において、青根小・中学校の学習環境のあり方の検討を実施
- 平成30年12月 青根小・中学校の学習環境のあり方について地域説明及び保護者説明を実施

(4) 事業経費

- ・義務教育学校の設立について ...令和元年度：26,854千円
令和2年度：22,130千円
- ・青根小・中学校の閉校について...令和元年度：15,066千円
（うち、国庫補助3,240千円あり）
令和2年度：11,070千円

(5) 事業実施の効果

【義務教育学校の設立について】

- ・1つの校舎、1つの職員室で、教師が9年間の一貫した教育活動を行うことができ、連続した学びや系統性のある指導が行われることで、学力の向上につながる。
- ・子どもの発達段階に応じた教科担任制を導入しやすく、教科の専門性が向上し、児童の理解が深まることや教師の指導力向上につながる。
- ・小学校6年生から中学校1年生に学年があがる際、円滑な接続ができず、生徒の学校生活に不応が起きてしまう、いわゆる「中1ギャップ」を抑制することができ、不登校の減少につながる。
- ・4-3-2や5-4など、学年段階の区切りを柔軟に設定し、発達段階に応じた集団を形成して指導することが可能となり、教育活動の幅が広がる。

【青根小・中学校の学習環境のあり方について】

- ・青根小・中学校よりも、大きな集団の中での学習環境を確保することにより、コミュニケーション能力を習得し、多様な考え方に触れることができるようになる。

第4回 政策調整会議 議事録

令和元年7月31日

1 相模原市立学校の設置に関する条例の改正について

(説明者：教育環境部長、学校教育課長)

(1) 主な意見等

- 新たに定める学校名は、どのように周知しているのか。
「青野原小・中学校における義務教育学校設立準備委員会」の開催の都度、「設立準備委員会だより」を作成し、委員や地域の方に周知している。
- 「青野原」という名称がなくなることに對して意見はなかったのか。
学校名を公募した際には、「青野原」という名称を含んだ候補が多かったが、設立準備委員会では、選考基準に基づいて、校名を考えた理由や新たな学校であることを踏まえて名称を議論していただいた。
- 補正予算により購入するスクールバスは何名乗れるのか。
29名乗りのバスを想定している。
- スクールバスの運行に合わせて、地域の方が乗り合うなど、公共交通機関の代替としてもらいたいという声もあるが、どう考えているか。
スクールバスを交通手段として活用できないか、という意見は、地域から挙がっていたが、まずは児童生徒の通学手段としてスクールバスを確保することが必要であると考えている。
交通施策としての課題については、都市建設局と連携しながら引き続き検討していきたい。
- スクールバスに地域の方が乗り合うことについて、法的な規制等があるのか。
路線バスと同じような用途となると、運行許可が必要になると思われる。また、既存の路線バスとの兼ね合いもあるので、交通事業者との調整も必要になると思われる。さらに、スクールバスの購入に当たり、国庫補助を申請するため、その点での制約もある。
- スクールバスは、登下校のみの運行なのか。
登下校の時間帯に運行することはもちろんだが、校外活動にも活用する予定である。
- 国が高齢者の免許返納を推奨している中で、市による代替の交通手段の確保を求める声も多いと思われる。交通ネットワーク全体の議論と絡めて、早い段階に検討してもらいたい。
- 新たな学校の名称は、「義務教育学校」と明確に分かるものでなくて良いのか。
「義務教育学校」という名称は、法律上の名称であり、個別の学校名に「義務教育学校」を付さなければならないものではない。また、検討組織での議論やアンケート実施の結果、書きやすさや読みやすさ、親しみやすさなどを勘案し、「学園」という名称が選ばれた。

- これから多くのことを検討していく必要がある中で、条例の提案は目途が決まっている。今後の作業スケジュールについてはどう考えているか。

条例改正後に、保護者説明会等を通じ、保護者や児童生徒の心配を解消する体制を整える必要があると認識している。

校歌や校章については、令和2年秋頃に行う予定の開校記念式典までに整えていくものと考えている。

- 義務教育学校における教育課程は3段階に分かれるのか
今回設置する義務教育学校においては4年、3年、2年の3段階とすることを検討している。

- 学校という施設は、地域のシンボルであり、教育だけでなく子育て支援や地域とのコミュニティの場となるものと思われる。公共施設の長寿命化においては、教育委員会とも連携して取り組んでいきたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

(報告) 就学指導委員会の見直しについて

(説明者：教育局長)

令和元年7月17日の政策調整会議で諮った当案件について、課題を整理し、報告した。

- 「教育支援委員会」という名称を、「インクルーシブ教育推進委員会」等にするなどを検討してはどうか。

今回の条例改正によって、インクルーシブ教育推進の一端を担うことに相違はないものの、就学後の児童生徒への合理的配慮の提供に関して専門的な見知から意見聴取することが主なため、機能としては限定的であり、インクルーシブ教育といった大きな概念を包括する機能を担うものではないことから、「教育支援委員会」の名称が適当と考える。

- 就学指導委員会の機能が拡充される一方で、開催回数や審議時間に変更はないか。
これまでの審議に加えて既就学児の医療的ケアや、合理的配慮の提供の妥当性について審議等を行うこととなり、こうしたケースは年に数件あるものと想定している。

また、慎重な審議が必要なケースの増加も考えられるため、審議内容によって時間を延長する方向で検討したい。

なお、開催回数については、委員の本来業務への影響を考慮し、これまでどおり年4回の開催としたい。

- 現行の就学指導委員会の15人の委員のうち、小中学校の代表が3名であるならば、幼稚園、保育園の代表者も3名にするのが良いのではないか。

本委員会には、作業部会に相当する組織として「就学指導に関する連絡調整会議」が設置されており、同会議には3名の保育園副園長の出席を求めている。この連絡調整会議から保育園在籍児童の情報が十分得られているため、保育園からの代表者の増員は行わない。

以上